

運輸安全報告書

(2025年度)



掛川バスサービス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目 次

1.輸送の安全に関する基本的な方針	P2
2.輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	P2
3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P3
4.輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P4
5.輸送の安全に関する重点施策	P4
6.輸送の安全に関する計画	P5
7.輸送の安全に関する予算等の実績額	P6
8.輸送の安全に関する教育および研修の計画	P7
9.輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	P8
10.事故、災害等に関する報告連絡体制	P8
11.安全統括管理者、安全管理規程	P9

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいりました。

基本方針

1. 規則を遵守し安全・安心な輸送を提供します。
2. 常に安全を最優先で取組みます。
3. 安全・安心の維持・向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2025年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

目 標	達成状況
・重大事故 0件	発生件数: 0件 ⇒ ○:達成
・車内事故 0件	発生件数: 0件 ⇒ ○:達成

(○:達成 ×:未達成)

◆交通事故防止に向けた実践項目

- 道路交通法の遵守 …法定速度および一時停止の遵守。
- 発車時指差確認呼称の実施 …指差確認呼称の徹底、お客様の着席確認後に発車する。
- すれ違い時の事故防止 …無理なすれ違いをしない。確認できない時は、バスから降りて確認する。
- 施設の構内における安全走行の徹底…病院、企業構内を走行する際は、徐行および一時停止により安全確認を徹底する。

◆営業事故防止に向けた実践項目

- 運行経路及び始発地・時間の確認 …新規路線(北回り)、霊園経由等は確認のうえ思い込みによる営業事故を防止する。
- バス停早発・未確認通過の撲滅 …思い込みをせず、どのバス停からもお客様が乗車すると思ひ確認する。
- 終点車内確認の徹底 …一運行ごと終点では一番後ろの席まで移動して眠っているお客様、忘れ物がいないか確認をする。

◆運行管理に関する実践項目

○未報告事故の撲滅 …タイヤを擦った場合など軽微な事案でも、必ず管理者に報告する。

○健康管理の徹底 …感染症等の感染予防対策を徹底する。体調が悪い時は、無理せず速やかに申し出る。

○ヒヤリハット情報の報告および事故防止への活用

…ヒヤリハットを意識し、発生時は速やかに報告、事故防止に活用する。毎月5の付く日を「ヒヤリハットの日」とし、全社員が意識向上を図り事故防止に努める。

◆交通事故防止強化月間

6月

◆季節毎の注意事項、実施項目

《春季》 新入生・学童注意、スクールゾーンの走行注意

《梅雨》 梅雨・降雨走行注意、山間地の路肩注意

《夏季》 夏休み学童・自転車注意、豪雨時の走行注意

《秋季》 薄暮れ時横断歩道の歩行者・自転車確認呼称

《冬季》 発車時の着席・車内確認、後退時のバックカメラ確認呼称



【事故防止委員会】



【防災発電機接続訓練】

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙1)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重要施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

- ① 厳正な点呼業務の執行と一日の振返り
ながら点呼の厳禁、始業点呼時の眠気確認、終業点呼時一日の振返りとして、健康状態・運転操作・接客について点数による自主申告を実施
- ② 車内事故防止対策実施
発車時車内確認不足による車内事故の再発防止策として、バス停発車時は着席確認後、「発車します」の呼称実施。
- ③ アルコール測定値異常者の撲滅
- ④ 脳疾患起因による事故防止策として、高齢運転士を中心に脳ドックを受診(9名)
- ⑤ 無呼吸症候群 SAS 検診 シーパップ治療者以外の乗務員全員にスクリーニング検査を受診(12名)
- ⑥ 血圧治療継続者、再検査者の血圧測定による健康確認
定期健康診断での血圧再検査者及び血圧治療継続者は出勤時に血圧測定を実施し健康確認
- ⑦ 通院継続者に対する健康管理指導
毎月、通院による健康管理指導票と服用する薬を提出させ健康保持管理の徹底を図る。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染対策
新型コロナウイルス感染対策として、運転席まわり、点呼台、食堂、畳部屋に透明フィルムでパーテーションを設置、車両の座席、降車釦、つり革、手すり等のアルコール消毒の徹底。また、運転士と事務職の休憩時の密を避けるために別々の部屋で休憩し、動線の分離を実施
- ⑨ インフルエンザ感染対策
2025 年 11 月～2026 年 1 月までの間、インフルエンザ感染対策として予防接種を実施。コロナウイルス感染対策と合わせ、マスク着用と手洗い、うがいの励行、アルコール消毒を実施。
- ⑩ 運輸安全マネジメント体制のチェックとレベルアップによる内部監査の実施
当年度内部監査として、「秋葉バスサービス(株)」によるクロスチェック監査を実施(2026 年 3 月 27 日)

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に則って、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

① 教育、指導

- ・外部機関による事故防止・法令関係教育(運行管理者)
NASVA運行管理者講習参加(6月:1名・8月:2名・10月:1名・11月:2名)
- ・ドライブレコーダー映像による事故防止教育(運転士)
- ・事故防止委員会にて事故事例およびヒヤリハット事案の共有・教育実施
毎月5のつく日を「ヒヤリハットの日」とし、全社員が意識向上を図る。(報告件数:8件)
- ・自社・他社・国交省発信事故情報の周知
- ・健康管理指導票の提出・確認(毎月)
- ・乗務員面談(5月:全運転士)



【掛川警察署 飲酒運転根絶及び安全運転宣誓書提出】

② 監査指導

- ・ドライブレコーダー映像による監査(7月:全運転士)

③ 事故惹起者に対する乗務員教育指導(5月1名)

④ 適齢・初任者への教育指導(9名)

⑤ 車内事故防止映像による研修(9月:8名)

⑥ いすゞ自動車外部研修による日常点検研修(9月:8名)

⑦ テロ対策訓練(10月:7名)

⑧ 確実な車両整備・点検の実施

- ・年間整備計画に基づき、1ヶ月、3ヶ月、車検整備を実施

⑨ 安全に関わる機器類の充実

- ・中型ノンステップバス導入(新車:1両)

⑩ 各種会議

- ・事故防止委員会の実施（計8回開催）
- ・静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会への出席（8月21日）
- ・掛川市交通安全対策協議会（5月、7月、9月、12月）
- ・交通安全協会掛川支部会議（4月、6月、9月、11月）
- ・県バス協会事故防止委員会（年計4回）
- ・バスの乗り方教室の開催 5校実施（10月、12月、3月）



【外部による 日常点検研修】



【バス乗り方教室】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2025年度の輸送の安全に関する主な実績額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

内 容	金 額
① 中型ノンステップバス(新車:1両)	125,260
② アルコール検知器保守更新	98
③ IC 免許リーダー	1143
④ 運転記録証明書	14
⑤ 脳ドック(9名)	11257
⑥ SAS 検診(12名)	661
⑦ 旅客自動車ドライバー安全運転研修	161

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行ないました。

- ① 個人面接指導の実施
 - ・前年度の振返り(個人別事故防止取組の報告)
 - ・個人別年間事故防止目標と取り組みについて
 - ・社内統一年間事故防止目標について
 - ・健康管理・飲酒運転根絶について
 - ・ドライブレコーダー映像(事故事例・ヒヤリハット事例・静岡県警察 HP 映像)による事故防止
 - ・その他事故防止指導(他社事故事例等)
- ② 終業点呼時
 - ・始発・終点地確認ボタン、速度超過、健康状態、接客案内等の自己申告による一日の振返りを実施
- ③ 適性診断の実施
 - ・一般診断3年に1度、適齢診断2年に1度の受診をし、診断結果から運行管理者によるカウンセリングを実施
- ④ 飲酒運転根絶及び安全運転宣誓書提出
 - ・掛川警察署長宛てに全社員の宣誓書提出(12月12日)
- ⑤ 全社員の運転記録証明書の取得(9月)
 - ・安全意識の高揚に役立てるために実施
- ⑥ 運営委員会(事故防止委員会)の開催(年間:計6回)
- ⑦ 交通安全広報運動への参加(年間:計4回)
- ⑧ 運行管理者一般講習への参加(6月・8月・10月・11月:計6名)
- ⑨ 防災訓練の実施(3/10)併せて、発煙筒、消火器、非常口扉、緊急事態発生ボタンの取扱、
停電時の訓練実施・車両を災害本部に設定しての訓練実施(停電時の車両インバーター取り付け・蓄電池接続訓練)
- ⑩ 車椅子教習
- ⑪ 外部研修会への参加
- ⑫ クレフィール湖東安全運転研修所への参加(11月:1名)
- ⑬ 安全統括管理者による「事故情報」の発行(年間:計7回)
- ⑭ 乗務員手帳の確認と管理者の押印
- ⑮ 脳ドック検診検査の実施(8月～9月:9名)
- ⑯ SAS 検診の実施(7月:12名)
- ⑰ 人間ドックによる検診(15名)
- ⑱ 今年度から新車導入車両に「EDSS」・「DSM」・「お知らせ安全くん」を搭載
- ⑲ 事故惹起者教習(1名)

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を2026年3月に実施し、その結果及びそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

◆重点監査項目

- ・安全統括管理者の責務と安全重点施策への取組み状況
- ・運輸安全マネジメント計画に基づく計画の実施状況とその効果と課題
- ・安全マネジメント体制を維持するための教育・訓練

◆評価事項

指導対象者へのフォローアップ指導も取り入れ、昨年度の課題とされた項目への計画、実施が行われており、安全マネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているものと評価します。

安全マネジメント体制を維持するため教育・訓練として、新規採用者の教育、事故惹起者への指導、外部講習への派遣、重点項目のドラレコ監査など年間を通じて実施していることも確認できました。

安全に対する投資については、EDSS搭載の新車の更なる導入、バスロケによるお客様の利便性向上などおける運行管理の高度化を進めている点も評価できました。

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

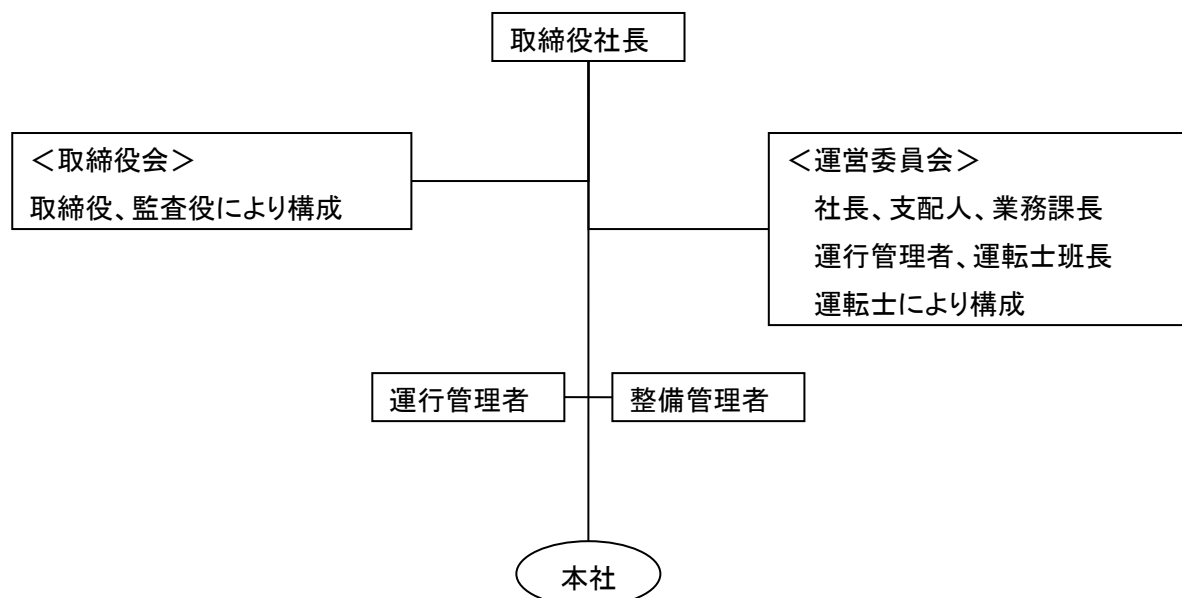
（別紙2）『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

11. 安全統括管理者、安全管理規定

- ① 安全統括管理者:取締役社長 村越治仁
- ② 安全管理規程 : (別紙3)『安全管理規程』参照

(別紙1)

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

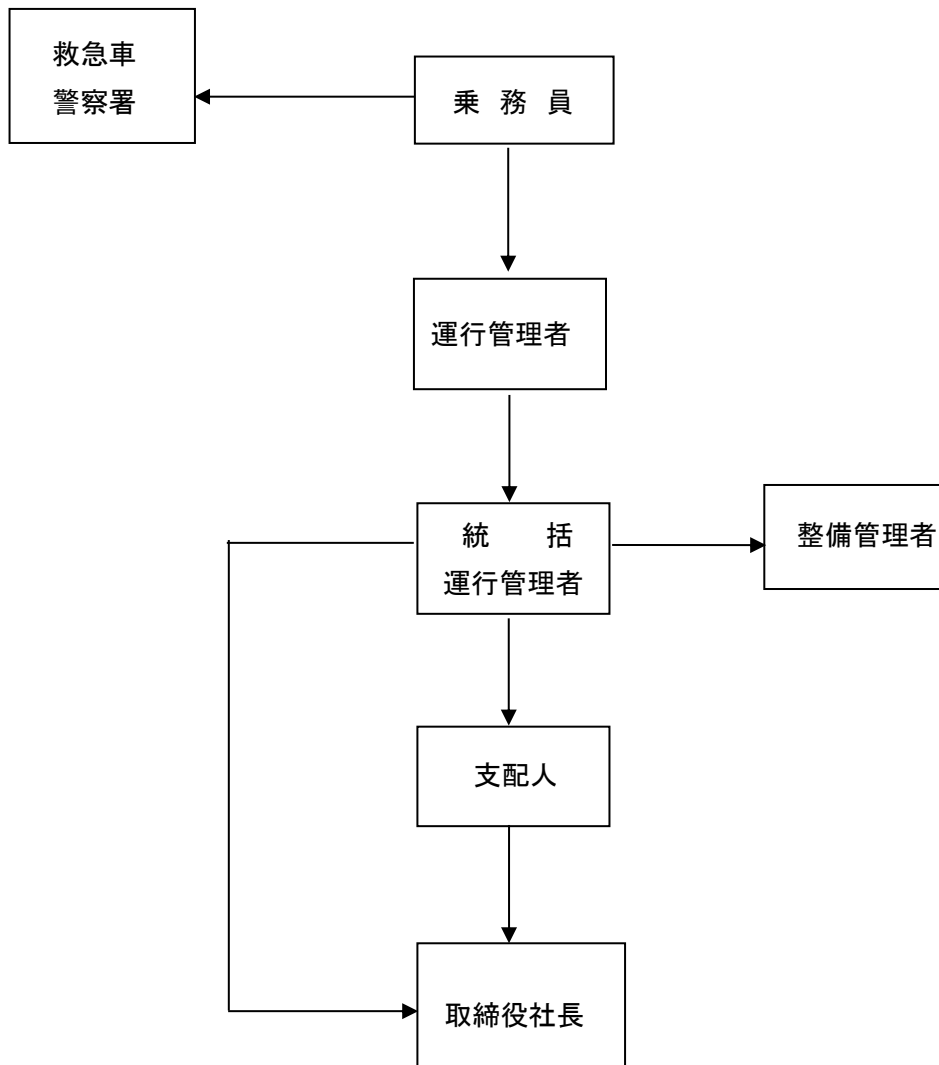


内部監査
担当者の計画に基づく監査の実施

※乗務員への教育は、社長、支配人及び業務課長が担当
※乗務員以外への教育は、社長および支配人が担当

(別紙2)

『事故、災害等に関する報告連絡体制』



(別紙3)

『安全管理規程』

安 全 管 理 規 程

制定 平成 18 年 11 月 15 日

一部改定 平成 22 年 4 月 1 日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、掛川バスサービス株式会社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善、(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④ 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- ⑤ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑥ 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講ずる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保のために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者
- 2 支配人、整備管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し営業所及び乗務員に指導監督を行う。
- 3 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気を理由に不在である場合における指揮命令系統については、社長又は係長が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長・支配人・運行管理者が運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直に関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規程(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全確保のための業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数および類型別の事故件数)
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画

- ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第 18 条 本規則は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める

第 19 条 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】 本社:(0537)24-7331

2025年度 運輸安全報告書

掛川バスサービス株式会社

〒436-0074

掛川市葛川字山崎452-1

<http://www.kakegawabus.co.jp/>

2025年6月発行